

# 農業委員会総会議事録

## 第8回農業委員会

1. 開会日時 令和5年11月28日（火）午前9時25分
2. 閉会日時 令和5年11月28日（火）午前10時15分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

### 4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1番 柴田賢一
- 2番 秋田秀機
- 3番 秋田秀春
- 4番 池山春雄
- 5番 大野和彦
- 6番 坪井宏見
- 7番 大口悦美

欠席者

なし

事務局 3名

- |      |    |            |
|------|----|------------|
| 事務局長 | 早川 | 建設課長       |
| 事務局員 | 富田 | 土木・農政グループ長 |
| 事務局員 | 岡島 | 主事         |

## 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
  - (1) 農地法第3条許可申請について
  - (2) 農地法第3条許可申請について
  - (3) 農地法第3条許可申請について
  - (4) 農地法第3条許可申請について
  - (5) 農地法第3条許可申請について
  - (6) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項
  - (1) 農地法第4条届出受理状況について
  - (2) 農地法第5条届出受理状況について

## 6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条許可申請について
- ②資料2 農地法第4条届出受理状況について
- ③資料3 農地法第5条届出受理状況について

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和5年度第8回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと「令和5年度産水稻生育概況」であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

### 【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。今年もあと1か月ほどになりました。今年を振り返ってみますと大変な年であったなと思います。11月22日に

オペレーター協議会に出席してきました。そこで今年度の米の生産や病害虫の報告書をいただけてきましたので、お手元に配布させていただきました。今年度は高温状態となり、米の質がガクッと落ち、生産業界はかなり厳しい状態とっております。来年は、対策を練らないと乗り切ることができないのではないかとっております。

本日は、議案6件、報告事項2件であります。よろしく願いいたします。

#### 【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員7名中出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

#### 【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

5番 大野和彦委員と7番 大口悦美委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

#### 【議 案】

秋田会長

本日の議案は6件です。それでは、議案第13号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第13号議案を説明する前に、お送りしました資料1に申請地を示す地図を二重で封入してしまいましたことをご詫びして訂正いたします。

事務局

それでは議案第13号 農地法第3条許可申請について、ご説明し

ます。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第13号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

申請地の地図について議案第13号と次の議案第14号の仕切り線の位置が面積の数字と比べると異なるように感じますが、いかがでしょうか。

事務局

申し訳ありません。ご指摘の通りです。議案第13号と議案第14号の申請地の仕切り線はもう少し東側にあるのが正しいです。

B委員

議案第13号と次の議案第14号の申請地現況には、境界はありますか。

事務局

境界を示すコンクリートの柵板があります。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第13号 農地法第3条許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第14号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第14号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

**【資料1 農地法第3条許可申請朗読】**

秋田会長

議案第14号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第14号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第15号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

**【資料1 農地法第3条許可申請朗読】**

秋田会長

議案第15号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

申請地北側の道路を境にして市街化区域と市街化調整区域が分けられているのでしょうか。

事務局

もう一本北の道路を境に南側が市街化調整区域になります。

秋田会長

他に質問等もありませんので、議案第15号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第16号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第16号 農地法第3条許可申請について、ご説明し

ます。

**【資料 1 農地法第 3 条許可申請朗読】**

秋田会長

議案第 1 6 号 農地法第 3 条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第 1 6 号 農地法第 3 条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第 1 7 号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 1 7 号 農地法第 3 条許可申請について、ご説明します。

**【資料 1 農地法第 3 条許可申請朗読】**

秋田会長

議案第 1 7 号 農地法第 3 条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質問等ありませんので、議案第17号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第18号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第18号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第18号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

譲受人は、どちらにお住まいの方ですか。

事務局

名古屋市になります。

A 委員

豊山町まで耕作に来ているのですか。

事務局

はい、現在、神明地区で耕作をされています。

秋田会長

他に質問等もありませんので、議案第18号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

**【報告事項】**

秋田会長

それでは、農地法第4条、第5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに農地法第4条の届出受理状況について、説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

**【資料2 農地法第4条届出受理状況朗読】**

事務局

最後に、農地法第5条の届出受理状況について、説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料3 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第4条、第5条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

資料2の3番ですが、これはすでに建築が完了しているものではないでしょうか。

事務局

その通りです。今回の届出につきましては、過去に届出が提出されているものにはなりますが、申請者の方が、受理通知書を紛失されたため再発行の申し出がありました。しかしながら、豊山町では再発行の手続きは行っていないため、再度届出し受理通知書を発行したという形になります。

A委員

資料2の4番ですが、届出日より前から工事を行っていませんでしたか。

事務局

申請時に現場確認を行いました。現地は農地でした。

B委員

資料2の4番の申請地は、昔、市街化調整区域ではありませんでしたか。

事務局

いいえ。申請地の道路を挟んで南側から調整区域になりますが、昔から市街化区域です。

坪井職務代理者

資料3の5番の34㎡というのは、どういったことですか。

事務局

こちらの申請は、申請地北の宅地と一体利用をしたいという届出になります。申請地北の土地は昔から宅地でありましたが、宅地南の畑の一部を宅地に転用したいということになります。現場確認に行ったところ、申請代理人とスケジュールの齟齬があったとのことで、現場確認時に申請地はすでに建築する建物の一部に含まれておりましたので、始末書を添付してもらったという経緯になります。

秋田会長

他に質問もありませんので報告事項の農地法第4条、第5条届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和5年12月26日（火）午前9：30開始

場所：豊山町役場2階 会議室1

資料：12月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

秋田会長

委員の皆さん、何かありますか。

B 委員

活動記録簿については、12月に提出すれば良いでしょうか。

事務局

3月にご提出いただきたいと思います。

C 委員

資料1の議案16号、17号、18号について同じ相談日なのは、偶然でしょうか。

事務局

こちらの3件分に関しては、同じ申請代理人がまとめて相談に来られたため同じ日になりました。

(午前10時15分終了)

9. 農地転用件数

10月農地転用件数					農地転用累計				
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡	
3条	許可	6	2,049.13	青山	3条	許可	9	3,610.13	
		0	0.00	豊場					
	届出	0	0.00	青山		届出	7	4,295.00	
		0	0.00	豊場					
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00	
		0	0.00	豊場					
	届出	1	790.00	青山		届出	10	6,689.53	
		3	957.53	豊場					
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	6	8,131.00	
		0	0.00	豊場					
	届出	1	471.00	青山		届出	22	10,454.79	
		4	2,836.00	豊場					

※ 累計については令和5年1月～令和5年12月（再申請分を含む）

議事録署名人（会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。